

財政運営WGの進捗状況について

1 協議事項

- (1) 県国保運営方針
- (2) 国保事業費納付金の算定ルール
- (3) 標準保険税率の算定ルール
- (4) 赤字解消対策（収納対策含む）
- (5) 県運営協議会の構成
- (6) その他財政運営に関すること

2 構成団体

川越市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、深谷市、越谷市、戸田市、入間市、蓮田市、伊奈町、小川町、上里町、宮代町、幸手市、さいたま市
埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

3 開催状況

第1回 平成28年4月26日（火）15：45～16：30

議題

- 1 財政運営ワーキンググループについて

第2回 平成28年5月26日（木）9：30～11：50

議題

- 1 国保運営方針策定について
- 2 国保における納付金及び標準保険料率の算定について
- 3 医療費水準の反映の程度（ α の設定）について
- 4 所得水準の反映の程度（ β の設定）について
- 5 市町村標準保険税率における賦課方式の設定について
- 6 その他

第3回 平成28年6月30日（木）9：30～12：00

議題

- 1 医療費水準の反映の程度（ α の設定）について
- 2 所得水準の反映の程度（ β の設定）について
- 3 市町村標準保険税率の算定について
- 4 市町村標準保険税率における賦課限度額の設定について
- 5 市町村ごとの標準的な収納率の設定について

- 6 赤字の分析について
- 7 その他

第4回 平成28年8月1日（月）13：30～16：00

議題

- 1 市町村ごとの標準的な収納率の設定について
- 2 市町村標準保険税率の算定ベースとなる保健事業の範囲の設定について
- 3 納付金の算定イメージについて
- 4 高額医療費による調整について
- 5 その他
 - (1) 納付金（保険給付費等交付金）の対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか
 - (2) 国保税改正条例の時期について

第5回 平成28年10月27日（木）9：30～12：00

議題

- 1 市町村標準保険税率の算定ベースとなる保健事業の範囲の設定について
- 2 赤字解消について
- 3 激変緩和措置について
- 4 国保条例改正時期に関するアンケートについて
- 5 その他
 - (1) 広報に関するアンケート結果について

第6回 平成28年11月29日（木）14：00～16：00

議題

- 1 国保事業費納付金算定のルールについて
- 2 財政安定化基金について
- 3 国保運営方針案の骨子について
- 4 県国保運営協議会の事務局について」
- 5 その他
 - (1) 納付金、標準保険税率算定スケジュールについて
 - (2) 納付金算定シミュレーションの状況について

第7回 平成28年12月21日（木）13：15～14：20

議題

- 1 国保事業費納付金に係るシミュレーション結果について

2 その他

4 検討状況

別紙のとおり

5 今後の開催予定

第8回 (平成29年1月下旬)

納付金の算定にあたって各都道府県において決定すべき算定方針及び係数
(財政運営ワーキング・グループにおける検討状況)

1 基礎的な算定方針について

	項目	財政運営WGにおける方向性
①	都道府県又は二次医療圏ごとで統一の保険税水準とするか	当面、統一の保険税水準としない ※保険税水準の県内統一化は将来の目指すべき課題と位置づけ
①-2	(後期分、介護分)	同上
②	都道府県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか	高額医療費を共同で負担する調整を行わない
③	納付金(保険給付費等交付金)の対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	療養の給付に限る ※保険税水準を統一しないため

2 主に納付金の算定に必要な係数、方針

	項目	財政運営WGにおける方向性
①	α の設定の仕方(年齢構成の差異を調整後の市町村の医療費水準の反映の程度)	当面「 $\alpha=1$ 」(年齢構成の差異を調整後の市町村の医療費水準を反映)
②	β の設定の仕方(市町村の所得水準の反映の程度)	都道府県の所得水準による「 β 」を原則としつつ、試算により激変緩和の効果をもたらす「 β' 」の値を設定することも可能に
②-2	(後期分、介護分)	都道府県の所得水準による「 β 」とする。
③	賦課限度額	法定基準額による
④	保険者努力支援制度の都道府県分の扱い	(第8回以後のWGで協議予定)
⑤	所得シェアや人数シェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するか	世帯数や資産税総額を勘案しない
⑥	納付金総額に加算する県が国保運営に要する事務費・委託費等の費用	(第8回以後のWGで協議予定)

3 主に標準保険税率の算定に必要な係数、方針

	項目	財政運営WGにおける方向性
①	標準的な収納率	基準年度の各市町村の収納率に、過去2か年度の各市町村の平均収納率増加率の一番低い値を一律に加算(基本)
②	標準的な算定方式	2方式 ・県は、併せて当該市町村の賦課方式による標準的な保険税率も示す
③	所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数	設定しない
④	標準保険税率の算定ベースとなる保健事業の範囲	・保養所宿泊補助等及び他会計からの繰入金等を財源とする事業を除く ・市町村の事業費額をそのまま標準保険税率の算定基礎額とする(「保健事業費の著しく低い自治体」に対する加算は行わない)
⑤	都道府県繰入金2号分を活用した激変緩和措置の調整する範囲	当該市町村の被保険者1人あたりの「標準保険税率の算定に必要な保険税総額」が「3%」以上増加すると見込まれる場合
⑥	保険者努力支援制度の都道府県分の扱い<再掲>	(第6回以後のWGで協議予定)

注 平成28年度第2回埼玉県市町村国保広域化等推進会議の資料2-1に、項目を追加(1の①-2、2の②-2、⑥)するとともに一部説明を割愛した。また、協議未了の事項に網掛けしている。